

令和6年度

旭川農業水利事業

旭川地区環境配慮調査業務

現場説明書

東北農政局旭川農業水利事業所

- 1 契約の保証については、別紙1のとおりである。
- 2 本業務における積算基地は、秋田市で考えている。
- 3 打合せ1回当たり配置人員は下表のとおり考えている。

打合せ段階	職種（単位：人）			備 考
	主任技師	技師A	技師B	
初 回	0.5	0.5		回数：1回（対面方式） 内訳：打合せ0.5日/回
中 間		0.5	0.5	回数：3回（対面方式） 内訳：打合せ0.5日/回
最終回	0.5	0.5		回数：1回（対面方式） 内訳：打合せ0.5日/回

- 4 打合せに係る旅費交通費は、通勤によるものとし、交通費としてライトバン経費及び高速道路料金（3,090円（往復、税抜き）：秋田中央IC～横手北スマートIC間）を計上している。ライトバン使用日数は、計5日を計上している。（内訳：初回1日、中間3日、最終回1日）
- 5 外業作業（環境現地調査及び現地踏査）に係る旅費交通費は、通勤によるものとし、交通費としてライトバン経費及び高速道路料金（3,090円（往復、税抜き）：秋田中央IC～横手北スマートIC間）を計上している。ライトバン使用日数は、計19日を計上している。（内訳：魚類調査12日、植物調査4日、保全対象植物の移植2日、現地踏査1日）
- 6 本業務の作業歩掛は以下のとおり想定しているが、本歩掛は見積りの参考に示すもので、変更協議の対象にするものではない。

なお、歩掛の妥当性を検証するための実態調査を行うものとし、様式については、監督職員が別途指示するものとする。

作業項目		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1. 計画準備		0.5	2.0	3.0	3.0	1.0
	1-1 現地踏査	外業	1.0	1.0	1.0	
	1-2 計画立案	内業	0.5	1.0	2.0	1.0
2. 環境現地調査		0.0	3.0	25.5	29.5	41.5
	2-1 魚類調査	0.0	0.0	18.0	18.0	30.0
	①新上堰頭首工	外業		1.0	1.0	2.0
		内業		0.5	0.5	0.5
	②金沢中野揚水機場	外業		1.0	1.0	2.0
		内業		0.5	0.5	0.5
	③新旦那堰揚水機場	外業		1.0	1.0	2.0
		内業		0.5	0.5	0.5

2-2 植物調査		0.0	3.0	5.5	8.5	8.5
①あいののダム	外業			0.5	0.5	0.5
	内業		1.0	1.0	2.0	2.0
②三の堰用水路	外業			0.5	0.5	0.5
	内業		0.5	0.5	1.0	1.0
③大戸川頭首工	外業			1.0	1.0	1.0
	内業		0.5	0.5	1.0	1.0
2-3 保全対象植物の移植		0.0	0.0	2.0	3.0	3.0
移植作業	外業			1.0	1.0	1.0
種子採取・播種	外業			1.0	2.0	2.0
3. 環境アドバイザーによる支援		2.0	0.0	2.0	0.0	0.0
魚類アドバイザーによる支援		0.5		0.5		
植物アドバイザーによる支援		0.5		0.5		
4. 環境情報協議会等の資料作成		0.5	2.0	2.0	3.0	3.0
5. 点検取りまとめ		1.0	4.0	4.0	3.0	3.0
合計		4.0	11.0	36.5	38.5	48.5

7 環境アドバイザーへの謝金の支払いについては、次のとおり一括計上価格に計上している。

環境アドバイザー：1名（魚類）

謝金の対象：2回（①調査計画立案段階、②調査結果取りまとめ段階）

謝金：① 7,900円（税込み）×1時間×1回×1名

② 7,900円（税込み）×1時間×1回×1名

環境アドバイザー：1名（植物）

謝金の対象：2回（①調査計画立案段階、②調査結果取りまとめ段階）

謝金：① 7,900円（税込み）×1時間×1回×1名

② 7,900円（税込み）×1時間×1回×1名

8 環境アドバイザーとの打合せ場所は次のとおりで計画している。

魚類：秋田市内

植物：大仙市内

なお、打合せに係る旅費交通費は、通勤によるものとし、秋田市内はライトバン経費、大仙市内はライトバン経費及び高速道路料金（2,381円（往復、税抜き）：秋田中央IC～大曲IC間）を計上している。ライトバン使用日数は、計4日を計上している。（内訳：魚類2回、植物2回）

9 豪雪補正は10%としている。

10 特別仕様書第3章第3-3条1（2）に示す「工事及び業務の情報共有システム活用要領」

1-5で計上している情報共有システムの費用等は次のとおりである。なお、情報共有システム費については、一括計上価格に計上している。

1) 見込んでいる費用

月額利用料 11,100円/月

2) アカウント数 アカウント数12ユーザー

- 3) 使用容量の上限 5GB
- 4) 使用期間 8ヶ月

11 成果物作成費について

本業務の成果物の作成に係る費用は、電子成果品作成費のほか、以下のとおり考えている。

報告書部数 1部

報告書焼き付け代A-4以下 500枚

簡易加除式ファイル（チューブ・パイプファイル） A4縦型幅5cm

12 本業務の積算体系は設計業務としている。工種区分は実施設計以外としている。

13 積算体系年月及び単価期適用年月は、令和6年3月の単価を採用する予定である。

14 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

2) 1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

15 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

16 仕様書補足事項

特別仕様書第5-1条に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員0.5人及び電子媒体（CR-R若しくはDVD-R）1枚の費用を直接経費に計上している。

作業に当たっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF形式）を元に、PDFファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、編集可能な状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

別紙 1

契約の保証について

(1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下のアからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下のアからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行横手代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局旭川農業水利事業所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 今泉 浩和」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）昆野 淳」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局旭川農業水利事業所長 山

岸 雄一」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ク) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局旭川農業水利事業所長 山岸 雄一」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(エ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(オ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局旭川農業水利事業所長 山岸 雄一」と記載するように申し込むこと。

(エ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(オ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

(3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は可能な限り電子契約システムを介して提供する。

(4) (1)の規定に関わらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(5) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。